

## ●香川県監査委員公表第39号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成29年12月5日

香川県監査委員 三 谷 和 夫  
同 大 西 均  
同 香 川 芳 文  
同 高 城 宗 幸

- 1 監査対象部局 病院局  
2 監査対象年度 平成28年度  
3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>ア 支出について</p> <p>(ア) 小口資金を限度額の30万円を超えて支払い、不足分は釣銭用として留めおいた診療収入の現金を充てていた。小口資金整理簿の記帳方法が財務規程に反していた。 (中央病院)</p> <p>(イ) 資金前渡による支出について、前渡金整理簿を作成していなかった。 (中央病院)</p> <p>(ウ) 月末の支払及び振替について、総括表で事務局長の簡易決裁はとっていたが、個々の支出に当たり企業出納員の確認がないものがあった。 (中央病院)</p> <p>(エ) 資金前渡により支出した研修会の受講料について、前渡金の精算報告を5日以内に行っていなかった。また、振込手数料については、事前に金額を確認し、受講料とともに支出する必要がある。 (丸亀病院)</p> <p>イ 契約について</p> <p>契約金額が50万円を超える委託業務の契約手続において、予定価格調書を作成していないものがあった。 (丸亀病院)</p> <p>ウ 財産について</p>	<p>ア 支出について</p> <p>(ア) 今後は、不足が生じないよう適時に小口資金の補充を行うとともに、香川県病院局財務規程第36条の規定に基づき、小口資金から現金で支払をしたときは、小口資金整理簿に所定の事項を記載する。</p> <p>(イ) 今後は、資金前渡を受けた各職員について、前渡金整理簿を作成する。</p> <p>(ウ) 今後は、個々の支出に当たり、事務局長の決裁及び企業出納員の確認を受ける。</p> <p>(エ) 今後は、前渡金の精算報告は5日以内に行うようにする。また、平成29年度から振込手数料は、事前に確認し、受講料とともに支出している。</p> <p>イ 契約について</p> <p>今後は、契約金額が50万円を超える契約手続において、予定価格調書の作成漏れがないようチェック体制を確保し、適正に実施する。</p> <p>ウ 財産について</p>

	<p>(ア) 返送されてきた定額小為替証書について、発行日から6箇月以内の受取又は5年以内の再発行手続きを行わなかつたため、現金を受け取れていなかつた。また、郵便切手類受払簿に記載のない郵便切手・収入印紙が確認された。（中央病院）</p> <p>(イ) 郵便切手の払出しについては、郵便切手類受払簿により決裁を受ける必要がある。（中央病院）</p> <p>(ウ) 前年度指導していたにもかかわらず、駐車場回数券及びレターパック類の年度繰越しが、受払簿において適切に記載できていなかつた。（中央病院）</p> <p>(エ) 固定資産を廃棄処分した後に、廃棄を決定する文書が作成されていたものがあつた。（丸亀病院）</p> <p>エ その他</p> <p>(ア) 前年度指導していたにもかかわらず、嘱託職員の出勤簿について、押印漏れ、出張等の記載漏れ等があつた。（中央病院）</p> <p>(イ) 時間外勤務手当は、超過勤務等命令簿により勤務を命ぜられた職員に支給するものであるが、超過勤務等命令簿による命令が常態的に事後となつてゐた。（白鳥病院）</p>	<p>(ア) 香川県病院局財務規程第70条の規定に基づき、速やかに病院事業管理者に事故報告を行つた。今後は、定額小為替証書、収入印紙についても受払簿を作成し、遺漏なく受払簿に記載し、処理を行う。</p> <p>(イ) 今後は、全ての郵便切手の払出しについて、郵便切手類受払簿により決裁を受ける。</p> <p>(ウ) 前年度の指摘を受け、受払簿に記載を行つたが、記載が適切でなかつたものであり、今後は適切に年度繰越しの記載を行う。</p> <p>(エ) 今後は、固定資産の廃棄前に廃棄を決定する文書を作成する。</p> <p>エ その他</p> <p>(ア) 今後は、押印漏れや記載漏れがないよう、職員に改めて周知した。</p> <p>(イ) 今後は、業務の性質上事後報告となるものを除き、事前命令を徹底することとした。</p>
検討指示事項	<p>薬剤部においては、恒常に午前8時から30分の超過勤務命令が出されているが、勤務形態について検討する必要がある。（白鳥病院）</p>	<p>白鳥病院では、薬剤師の夜勤を行っていないため、夜間に医師がオーダーした内外用薬や注射薬の処方箋の処理を午前8時30分の病棟への定期搬送までに行つてゐる。</p> <p>処方に当たつては、必ず別の薬剤師が監査しなければならず、全員で作業を行う必要がある。</p> <p>日中も業務量が多く、夕方も、午後4時30分締切の当日オーダーの処方を</p>

行わなければならぬいため、今の状況で他の勤務体制をとるのは難しい。  
しかしながら、今後、薬剤部の業務形態や人員体制の見直しにより、午前8時からの超過勤務を解消するよう検討する。